

社会福祉法人・認定こども園向け 外部監査（会計監査）導入のご案内

～外部監査費加算の活用によるガバナンス向上と経営基盤の強化～

1. 外部監査費加算制度の概要と目的

認定こども園などの施設において、公認会計士又は監査法人による外部監査を受ける際に、その費用を補填するために公定価格に加算されるのが「外部監査費加算」です。この制度は、社会福祉法人の計算書類の透明性を高め、適切なガバナンス体制を構築することを国が推奨している背景から設けられています。単なる「補助金」ではなく、適正な運営を継続するための「経営インフラの整備支援」としての性格を持っています。

2. 外部監査を導入することで得られる経営上のメリット

① 行政対応（指導監査）の負担軽減

外部監査報告書を所轄庁へ提出することで、指導監査の周期を「5年に1回」まで延長することが可能になります。また、会計管理に関する監査事項が簡略化されるなど、現場職員の事務負担を大幅に削減できます。

② 財務情報の信頼性とガバナンスの強化

公認会計士という独立した第三者が監査を行うことで、計算書類の正確性が担保されます。これにより、理事会・評議員会における意思決定の質が向上し、保護者や地域社会に対しても透明性の高い経営を証明できます。

③ 事務処理体制の高度化と不正防止

監査の過程で行われる内部統制の評価を通じて、業務フローの無駄やミスの原因を特定します。結果として、事務ミスの防止や、経理規程の最適化（随意契約基準の改定等）を通じた機動的な法人運営が可能になります。

3. 外部監査導入に伴う収支シミュレーション（例）

加算制度を活用した場合、法人としての実質的な負担額は大幅に抑えられます。以下は、3つの認定こども園を運営する法人様が、年間150万円の監査報酬で外部監査を導入した際の試算例です。

項目	金額（年間）	内容・算定根拠
外部監査報酬（支出）	▲1,500,000円	法人全体の監査報酬（3園分）
外部監査費加算（収入）	+1,350,000円	1園あたり約45万円×3施設
実質負担額	150,000円	法人全体の年間実質負担

※金額は一例です。加算額は定員や地域区分、利用定員数により変動します。監査報酬も貴法人の状況によって変動します。貴法人における正確なシミュレーションは、無料相談にて承ります。会計監査の報酬については、こちらの[会計監査の報酬相場と費用対効果について記載したページ](#)をご参照下さい。

お問い合わせ・無料相談

監査法人ユウワット会計社では、社会福祉法人の会計・監査に精通した公認会計士が、貴法人の経営を誠実にサポートいたします。無料相談（30～60分程度）は、お電話またはオンラインにて受け付けています。

[無料相談申込フォーム](#)
[オンライン \(Microsoft teams\)](#)
[全国対応](#)

本書面記載の情報は2026年3月1日現在の制度・データ等に基づいています。